



# 金 沢 市 公 報

第 2 8 4 4 号 の 2

平成27年(2015年)9月24日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○平成27年告示第157号（金沢市自転車等駐車場条例の規定に基づく暫定自転車等駐車場の指定について）の一部改正について （歩ける環境推進課）	1
○介護保険法の規定による事業者の指定について（2件） （介護保険課）	1
○介護保険法の規定による事業の廃止について（2件） （ " ）	2
○児童福祉法の規定による医療機関の指定について （地域保健課）	3
○市道の路線の認定について （道路管理課）	3
○市道の路線の廃止について （ " ）	3
○市道の路線の変更について （ " ）	3
○市道の区域の決定について （ " ）	4
○道路の供用の開始について （ " ）	4

● 公 告	
○予防接種を行う医師について （健康政策課）	5
○浄化槽保守点検業者の登録の更新について （環境指導課）	5
○都市計画法の規定に基づく都市計画の決定について （都市計画課）	5
○都市計画法の規定に基づく都市計画の変更について （ " ）	5
○金沢市屋外広告物等に関する条例の規定に基づく屋外広告物講習会の開催について （景観政策課）	6

● 消防局公告	
○消防車のサイレンの使用について （警 防 課）	7
● 公営企業公告	
○指定給水装置工事事業者の給水装置工事の事業の休止について （企業総務課）	7

## 告 示

### ●金沢市告示第300号

平成27年告示第157号（金沢市自転車等駐車場条例の規定に基づく暫定自転車等駐車場の指定について）の一部を次のように改正する。

平成27年9月24日

金沢市長 山 野 之 義

表中

金沢市営堅町第2暫定自転車駐車場	金沢市下柿木畠1番地	自転車	午前零時から 午後12時まで	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	を
------------------	------------	-----	-------------------	-----------------------------	---

金沢市営堅町第2暫定自転車駐車場	金沢市下柿木畠1番地	自転車	午前零時から 午後12時まで	平成27年4月1日から 同年9月27日まで	に
------------------	------------	-----	-------------------	--------------------------	---

改める。

### ●金沢市告示第301号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条及び第115条の10の規定により告示します。

平成27年9月24日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770105599	健康ぶらす金沢	金沢市弥生2丁目 9番20号	はーとふるわーく 株式会社	平成27年9月1日	通所介護 介護予防通所介護

## ●金沢市告示第302号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示します。

平成27年9月24日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770103453	ケアプランセンター たまぼこ	金沢市玉鉾2丁目 337番地	株式会社リベロ	平成27年8月18日	居宅介護支援
1770105581	介護相談いそべ	金沢市磯部町ヲ4 番地3	ホップル合同会社	平成27年8月21日	居宅介護支援
1770105607	そらふね居宅介護 支援事業所	金沢市古府2丁目 248番地	株式会社そらふね	平成27年9月1日	居宅介護支援

## ●金沢市告示第303号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条及び第115条の10の規定により、次のとおり告示します。

平成27年9月24日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770100954	社会福祉法人こころ デイサービスセン ターこころ	金沢市長坂町ヲ 192番地3	社会福祉法人こころ	平成27年9月30日	通所介護 介護予防通所介護
1770102935	デイサービスセン ターすこやか倶楽 部 せんにちまち	金沢市千日町9番 27号	株式会社すこやか 倶楽部	平成27年9月30日	通所介護 介護予防通所介護
1770103446	かなざわ訪問サー ビス	金沢市御影町1番 3号	北陸調剤薬局株式 会社	平成27年8月19日	訪問介護 介護予防訪問介護
1770105128	いんぎらーと苑駅 西	金沢市駅西新町1 丁目39番10号	株式会社いんぎら ーと金沢	平成27年8月31日	通所介護 介護予防通所介護

## ●金沢市告示第304号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示します。

平成27年9月24日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770104170	あおぞらハウス居 宅介護支援事業所	金沢市三馬1丁目 381番地	有限会社ゴルフ情 報センター	平成27年8月1日	居宅介護支援
1770105003	そらふね居宅介護 支援事業所	金沢市古府2丁目 248番地	株式会社M・R・ Cジャパン	平成27年8月31日	居宅介護支援

## ●金沢市告示第305号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の規定により、指定小児慢性特定疾病医療機関として次のとおり指定したので、同法第19条の19の規定により告示します。

平成27年9月24日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
ひこそまち薬局	金沢市彦三町1丁目5番33-2号	平成27年9月1日

## ●金沢市告示第306号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道の路線を次のように認定します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成27年9月24日から同年10月8日まで一般の縦覧に供します。

平成27年9月24日

金沢市長 山 野 之 義

整理番号	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
3231	大 徳 31号 畝田東1丁目線 8号	畝 田 東 1 丁 目 78番 1先から	
		畝 田 東 1 丁 目 78番 5先まで	
4007	三 馬 7号 米泉町7丁目線 9号	米 泉 町 7 丁 目 72番 3先から	
		米 泉 町 7 丁 目 69番 10先まで	
4007	三 馬 7号 米泉町7丁目線 10号	米 泉 町 7 丁 目 69番 2先から	
		米 泉 町 7 丁 目 71番 3先まで	

## ●金沢市告示第307号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、市道の路線を次のように廃止します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成27年9月24日から同年10月8日まで一般の縦覧に供します。

平成27年9月24日

金沢市長 山 野 之 義

整理番号	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
4436	小 坂 36号 柳橋町線 6号	柳 橋 町 八 19番 2先から	
		柳 橋 町 八 19番 2先まで	

## ●金沢市告示第308号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、市道の路線を次のように変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成27年9月24日から同年10月8日まで一般の縦覧に供します。

平成27年9月24日

金沢市長 山 野 之 義

整理番号	新旧の別	路線名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
313	旧	2 級 幹 線 313号 田 上 ・ 角 間 線	田 上 町 ヨ 3 番 19先から 角 間 町 ハ 19番 1先まで	
	新		田 上 町 ヨ 3 番 19先から 角 間 町 元牛坂レ 17番 先まで	
1121	旧	尾張町2丁目線枝 2号	尾 張 町 2 丁 目 360番 先から	
			尾 張 町 2 丁 目 360番 先まで	
	新		尾 張 町 2 丁 目 360番 先から	
			尾 張 町 2 丁 目 360番 先まで	

●金沢市告示第309号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道の区域を次のように決定します。

なお、その区域を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成27年9月24日から同年10月8日まで一般の縦覧に供します。

平成27年9月24日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路線名	幅員(m)	延長(m)
2級幹線	2級幹線313号田上・角間線	2.0 ~ 6.0	484
一般市道	尾張町2丁目線枝2号	1.9 ~ 2.9	12
一般市道	大徳31号畝田東1丁目線8号	4.6	25
一般市道	三馬7号米泉町7丁目線9号	6.0	167
一般市道	三馬7号米泉町7丁目線10号	6.0	19

●金沢市告示第310号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成27年9月24日から同年10月8日まで一般の縦覧に供します。

平成27年9月24日

金沢市長 山 野 之 義

路線名	区 間	供用開始日
2 級 幹 線 313号 田 上 ・ 角 間 線	田 上 町 ヨ 3 番 19先から 角 間 町 元牛坂レ 17番 先まで	平成27年9月24日
尾張町2丁目線枝 2号	尾 張 町 2 丁 目 360番 先から	平成27年9月24日
	尾 張 町 2 丁 目 360番 先まで	
大 徳 31号 畝田東1丁目線 8号	畝 田 東 1 丁 目 78番 1先から	平成27年9月24日
	畝 田 東 1 丁 目 78番 5先まで	
三 馬 7号 米泉町7丁目線 9号	米 泉 町 7 丁 目 72番 3先から	平成27年9月24日
	米 泉 町 7 丁 目 69番 10先まで	
三 馬 7号 米泉町7丁目線 10号	米 泉 町 7 丁 目 69番 2先から	平成27年9月24日
	米 泉 町 7 丁 目 71番 3先まで	

## 公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるB類疾病の予防接種について、当該予防接種の実施に関し協力する旨を承諾した医師により行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により、次のとおり公告します。

平成27年9月24日

金沢市長 山 野 之 義

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
森田 恭子 竹内 喜洋	浅ノ川総合病院	金沢市小坂町中83番地
蜂谷 聡明	大手町病院	金沢市大手町5番32号

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第4条第1項の規定により、次の者を浄化槽保守点検業者登録簿に更新登録したので公告します。

平成27年9月24日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	登録年月日
79	有限会社北商事	大阪府大阪市浪速区大国3丁目8番18号	平成27年9月16日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、同条第2項の規定により、当該都市計画の案について意見のある金沢市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに金沢市に対して意見書を提出することができます。

平成27年9月24日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画の種類	都市計画を決定する土地の区域	縦覧場所	縦覧期間	備 考
金 沢 都 市 計 画 地 区 計 画	金沢市福久町ホの一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	平成27年9月24日から 同年10月8日まで	福久町地区 地区計画

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について意見のある金沢市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに金沢市に対して意見書を提出することができます。

平成27年9月24日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦覧場所	縦覧期間	備 考
金 沢 都 市 計 画 用 途 地 域	金沢市福久町ホの一部	金 沢 市 都 市 整 備 局 都 市 計 画 課	平成27年9月24日から 同年10月8日まで	福久地区
金 沢 都 市 計 画 用 途 地 域	金沢市直江町の一部			副都心北部 直江地区
金 沢 都 市 計 画 特 別 用 途 地 区 (大規模集客 施設制限地区)	金沢市福久町ホの一部			福久地区

金沢市屋外広告物等に関する条例（平成7年条例第58号）第32条第1項の規定により、屋外広告物講習会を開催するので、金沢市屋外広告物等に関する条例施行規則（平成8年規則第2号）第27条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成27年9月24日

金沢市長 山 野 之 義

1 講習会の日時

平成27年11月6日（金） 午前9時15分から午後5時まで

2 講習会の場所

金沢市鞍月2丁目1番地  
石川県地場産業振興センター

3 受講対象者

屋外広告物に携わる者（定員50名）

4 講習の科目

- (1) 屋外広告物に関する法令
- (2) 屋外広告物の表示の方法
- (3) 屋外広告物の施工

5 講習の免除

次の(1)から(4)までのいずれかの資格等を有する者については、4の(3)に掲げる屋外広告物の施工の講習を免除するので、当該資格等を証明する書類を受講申込書に添えて提出すること。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士
- (2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条に規定する電気工事士
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項に規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設の行う職業訓練若しくは同法第24条第1項の認定に係る職業訓練で帆布製品製造科に係るものを終了した者又は同法第28条第1項の規定による職業訓練指導員の免許で帆布製品科に係るものを受けた者

6 受講申込書の受付期間

平成27年10月1日（木）から同月21日（水）まで（必着）

7 受講申込書の提出先

金沢市本町2丁目7番1号 越田ビル3階  
石川県屋外広告業協同組合

8 受講手数料

2,500円

9 問合せ先

金沢市役所都市整備局景観政策課  
電話 (076) 220-2364  
石川県屋外広告業協同組合

電話 (076) 222-6223

## 消 防 局 公 告

消防訓練のため、次により消防車のサイレンを使用します。

平成27年9月24日

金沢市消防長 小 谷 正 利

場 所 金沢市金石消防署管轄区域内（大野町4丁目地内）

日 時 平成27年9月29日（火） 午後3時から午後3時30分まで

## 公 営 企 業 公 告

金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第6条の規定により、次の指定給水装置工事事業者から、給水装置工事の事業を休止した旨の届出があったので、同規程第9条の規定により公告します。

平成27年9月24日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地	届出年月日
549	トーシン通商株式会社	金沢市横川3丁目23番地2	平成27年8月27日

平成27年(2015年)9月24日 印刷  
平成27年(2015年)9月24日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄